

市民税・県民税の納税方法

市民税・県民税の納税（徴収）方法には、普通徴収と特別徴収があります。

■普通徴収

自営業者等が該当し、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

■給与からの特別徴収

毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて事業主が納税する方法です。

■公的年金からの特別徴収

4月1日現在65歳以上で、年額18万円以上の公的年金を受給している人のうち、介護保険料が公的年金から特別徴収されていて、平成27年度に市民税・県民税が課税となる人が、原則として公的年金からの特別徴収の対象となります。

なお、平成26年度に公的年金特別徴収の対象者で平成27年度も対象となる人は、平成26年度に通知済の仮特別徴収税額が引き続き平成27年4・6・8月に年金から天引きされます。

市民税・県民税の納税通知書の発送

給与特別徴収の納税通知書を5月中旬に事業所へ、普通徴収の納税通知書を6月上旬に納税義務者へそれぞれ発送する予定です。

給与・公的年金等以外の所得がある場合

給与・公的年金等以外（平成27年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第二表の『給与・公的年金等に係る所得以外（平成27年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択』欄にある、「自分で納付」の部分にチェックすることにより普通徴収で納めることができます。申告書の控えをご確認ください。

市外に住んでいる家族を扶養している場合

扶養対象者の所得を住所地の市区町村に照会し、扶養できるかどうか確認しています。なお、住所地が不明などの理由で確認できない場合は、申告した人にお問い合わせをします。

申告書の内容の確認・訂正について

市では、納税通知書を発送する前に、税務署で申告した人の申告内容のうち、次の各項目について確認し、必要に応じて訂正しています。

- 扶養にできない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている場合
 - 申告書の計算が誤っている場合
 - 申告書の記載に不備がある場合
 - 申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が異なる場合
- ※確認・訂正のため、申告書の内容を、申告した人にお問い合わせをする場合があります。

忘れていませんか!! 市民税・県民税申告

平成27年度市民税・県民税の申告期限は3月16日でした。申告が必要な人でまだ済ませていない人は、速やかに申告をお願いします。

平成27年度(平成26年分)所得・課税証明書の交付は6月10日(水)を予定しています

所得・課税証明書を交付できる人は次の①～④に該当する人です。

- ①市民税・県民税の申告をした人
- ②確定申告をした人
- ③勤務している会社等から給与支払報告書が市へ提出されている人
- ④年金支払元から年金支払報告書が市へ提出されている人

①～④以外の方は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。

※収入がない人、家族の扶養になっている人でも①～④に該当しない場合は同様です。

※申告をした後で市民税・県民税の税額を決定します。決定後、所得・課税証明書が交付できます。なお、税額の決定は、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

下水道受益者負担金制度について

公共下水道は、一般の公共施設（道路・公園）とは違い、利用できる地域の人に限られています。そのため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できない人も建設費を負担することになり、「公平な負担」の原則に反することになります。そこで、下水道を利用できる人（受益者）が建設費の一部を負担することにより、下水道を整備しています。

このコーナーでは、下水道受益者負担金についてQ&A方式でご説明します。

Q 負担金は誰が納めるの？

A 整備区域内のすべての土地の所有者又は権利者に納めていただきます。

Q 負担金の額はどれくらい？

A 土地の面積1㎡当たり300円になります。
※負担金の納付義務は、その土地に対して一度限りです。

Q 負担金の納付について、免除の制度はあるの？

A ありません。ただし、農地等（田・畑・山林等）は、宅地として利用するまでの期間、70%を猶予することができます。（猶予には、猶予申請書の提出が必要です。）

Q 負担金の納付方法はどのような方法があるの？

A 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期（合計20回）に分けて納付する分納と、1年分や5年分など年額分をまとめて第1期（毎年6月末日）に納付する一括納付があります。

一括納付の場合、納付する年数・金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。（実際には、報奨金を差し引いた金額で納付することになります。）

納付書は、6月初旬に受益者に送付します。

※便利な口座振替が利用できますので、ぜひご利用ください。

Q 受益者（納付する人）が変わった場合は、どうすればいいの？

A 負担金を分割で納付中に、相続や売買などの理由で、その土地の受益者に変更があった場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課（市役所2階）に提出してください。

届出のあった日以前にかかる負担金は、変更前の受益者の負担になります。

※受益者異動申告書は、下水道課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

4月から次の地域の一部で下水道が利用できます

- 若泉1丁目～3丁目の一部
 - 本庄3丁目・4丁目の一部
 - 中央2丁目・3丁目の一部
 - 千代田4丁目の一部
 - けや木3丁目の一部
 - 児玉町児玉の一部
- ※早めの接続にご協力をお願いします。

公共下水道への接続はお早めに！

公共下水道は、快適な生活環境づくりや河川などの水質保全に役立っています。

お住まいの地域が公共下水道の使える区域になった場合には遅滞なく（おおむね1年以内）、また、くみ取り式トイレがある場合には、3年以内に水洗式に改造し、下水道への接続をお願いします。

下水道に接続するまでの流れ

- 1 下水道接続工事は、市指定下水道工事店に依頼します。数社から見積りを出してもらい検討するのもよいでしょう。（見積りは有料の場合もあります。必ず確認してください。）
- 2 依頼する工事店が決まったら、設計や見積書等をよく確認し、お互いに納得のうえで契約をするようにしてください。
- 3 工事費の融資あっせん制度を利用することもできます。希望する場合は、下水道課までご連絡ください。
- 4 工事を施工します。工事はトイレや台所、浴室などの排水口と下水本管を結ぶ取付管までをつなぐものです。
- 5 工事が完了すると、工事が適正に行われたか確認するため、市職員が検査に伺います。
- 6 融資あっせんを申し込んだ人には、検査後に検査済通知書を送ります。通知書を持って金融機関で手続きをしてください。

農業集落排水処理施設への接続について

集落排水処理施設が整備されている地域に住んでいて、接続していない家庭は、早めの接続をお願いします。また、すでに接続し、使用している人で、次の①～③のいずれかに該当する場合は、下水道課への届出が必要です。

- ① 転入、転出、出生、死亡等で世帯人数が増減した場合。
 - ② 使用を停止・再開する場合や、売買等により建物の所有者が変わる場合。
 - ③ 建物の改築等で、宅内配管に変更が生じる場合。
- ※新たに取付マスを設置する場合、受益者分担金を納める必要がありますので、事前に下水道課へご相談ください。